

第2章 税制が中小法人オーナーの 節税行動に与える影響¹⁾

——法人企業統計個票を用いた分析——

八 塩 裕 之

I. はじめに

所得課税制度では所得をカテゴリーに分割して課税する。例えば法人の所得には法人税、個人の所得には所得税を課し、さらに所得税でも労働所得（給与など）と資本所得（配当、利子およびキャピタルゲイン）の税率は一般的に大きく異なる。

こうした所得カテゴリーによる税率の違いは、中小企業、とくに家族経営の零細企業のオーナーの節税を誘発しうる。すなわちオーナーは経営者であると同時に労働者であり株主でもあるため、事業形態（法人か個人か）や所得の形態（所得を配当で受け取るか給与で受け取るかなど）などを選択し、税率の低いカテゴリーに所得を移して税負担を軽減できる。こうした「インカム・シフティング」と呼ばれる節税は、労働供給などよりもかなり弾力的であることが知られる（Slemrod [1995]）。その実態が近年、世界中の多くの研究や政府の報告書で報告され、注目を集めている（de Mooij and Nicodème [2008], Crawford and Freedman [2008], Edmark and Gordon [2013]）。

とくに最近の世界的な傾向として、高齢化の影響による社会保険料率引上げで労働所得の税率（保険料率も含む）が高くなる一方、グローバル化で法人税率が引き下げられるなど、資本所得の税率が下がっている。その結果、中小企業オーナーが事業からの所得を給与で受け取らず配当で受け取り、税率の低い資本所得税を払って節税する²⁾といった事例が、アメリカ・イギリス・北欧

で相次いで報告されている（田近・八塩 [2016]）。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では日本の中小企業、とくに家族経営の零細法人のオーナーによるインカム・シフティングの実態を個票データで分析する。用いるのは22年間の「法人企業統計年報」（財務省）である。この統計は、中小法人についてはパネルデータでなく繰り返しクロスセクションデータである。またデータに特有の問題があるため、分析対象を資本金1,000万円未満や従業員が一定数以上いる法人に限定する必要がある。しかし節税が起きやすい家族経営の零細法人のデータは日本では入手が難しく、本研究では有用な統計である。

日本の中小法人オーナーの節税について長く言われてきた問題は、いわゆる「欠損法人問題」であった。かつて日本では法人税率が高く、一方で給与に対する所得税率は寛大な給与所得控除が適用されることもあり低くなっていた。そこで、多くのオーナーが法人税負担を避けるため、事業で得た所得をすべて自身の給与で受け取ってしまい法人の利益をゼロにする結果、日本では法人税を払っていない中小法人（いわゆる「欠損法人」）の比率が非常に高くなっていると言われた（田近・八塩 [2005]、財務省 [2014]、伊田 [2016]）。ただし、オーナーが受け取った給与を再び法人に貸し付ければ法人は資金を調達でき、欠損が続いても存続が可能であった（水野他 [2000]）。

しかし近年、日本でも上述した多くの欧米諸国と同様の税制改革が行われ、この状況は変化した。すなわち、社会保険料率が毎年引き上げられて給与への税・保険料率が高まる一方で、法人税率は断続的に下げられた。

とくに2009年の税制改正は、中小法人向けの法人税軽減税率を地方税も含めて約4.5%引き下げ、比較的大きかった。これにより多くの零細法人のオーナーにとって、事業の所得を自身の給与で受け取るよりも、法人に留保し税率の低い法人税を払うほうが有利となった。すなわち、多くの法人が意図的に決算をゼロから黒字に転換させる契機となった可能性がある³⁾。

以上を踏まえ本稿では、オーナーが法人の活動で得た所得を自身の給与と法人の利益でどう分割するかという選択に税制が与えた影響について分析す

る⁴⁾。まず、「法人企業統計年報」の22年間のデータを使って日本の税制の実態などを論じた後、2009年の法人税率引下げがオーナーの節税行動に及ぼした効果に絞って、簡単な計量分析を試みる。

分析の論点を2点述べる。第一の論点は、法人税率が高かった2009年以前、オーナーの節税行動の結果、多くの法人の利益がゼロ近辺に集中する、いわゆるバンチング (bunching: Saez [2010]) のような状況⁵⁾ が起きていた可能性があることである。先述のように当時は高い法人税率を避けるために、多くのオーナーが法人の事業で得た所得をすべて自身の給与で受け取っていたが、一方で法人利益が大きくマイナスになるほど給与を多く受け取ってしまうと、むしろ給与に課される所得税や社会保険料の負担が重くなってしまう。税負担最小化のためには、オーナーは法人利益がちょうどゼロになるように給与を調整する必要がある、こうした調整を多くのオーナーが行えば、法人利益ゼロ近辺でバンチングが発生する。

実際、データによると通常の所得分布としては不自然なほど、法人利益ゼロ近辺に多くの法人が集中している実態が見られた。そして2009年に法人税率が引き下げられて黒字が有利になると、その集中はかなり解消され、決算を黒字にする法人が増加した。こうした分布の変化が税制改革で引き起こされたといえるかどうか、本稿で注目するポイントとなる。

分析の第二の論点は、創業から日が浅かったりかつての業績不振などで比較的多額の繰越欠損金を抱える法人は、今期、正の法人利益があっても繰越控除が可能のため、法人税率は実質的にゼロ (すなわち欠損) となることである。そのため理論的には、これらの法人オーナーは、法人税率の引下げ有無にかかわらず常に、給与を少なくともって今期の法人利益を正にするインセンティブを持った (堀 [2017])⁶⁾。すなわち、先に述べた2009年の法人税率引下げ前後の分布変化 (バンチングとその解消) は、繰越欠損金を有する法人には起きなかった可能性がある。

本稿ではこの点を分析に利用する。すなわち、分析対象法人を繰越欠損金を有する法人とそれ以外 (繰越欠損金がない法人) に分け、2009年の法人税率引

下げがこれら2グループの法人の所得分割行動に与えた影響について分析する。これまでの説明を用いて述べれば、繰越欠損金を抱える法人は法人税率引下げの影響をほとんど受けない一方で、それ以外の法人は税率引下げ直後に法人利益ゼロ近辺でのバンチングが崩れて黒字の法人が増加する。こうした変化がデータで実際に観察できるかを計量分析で確認する。そして分析の結果を踏まえて、政策インプリケーションについて検討する。

本稿の構成は以下である。次のⅡではデータを説明する。続くⅢでは節税のメカニズムを理論的に述べ、Ⅳでは22年間の日本の税制の実態を分析する。Ⅴでは所得分布の状況をグラフで示した後、Ⅵで計量分析を行う。最後にⅦで政策インプリケーションを検討しつつ、議論を総括する。

Ⅱ. データ

本稿で使用するデータは、1996年度から2017年度まで22年間の「法人企業統計年報」（以下では「法企」と記す）の個票であり、このうち一定規模以下（詳細は後述）の中小法人を分析に用いる。この統計は、日本の各法人について貸借対照表や損益計算書の項目、役員数や従業員数などを報告する。「はじめに」で触れたように、節税がおきやすい家族経営の零細法人の個票データは日本では入手が難しく、法企は本研究において貴重である⁷⁾。ただし、以下で述べるようにこのデータにはいくつかの制約があり、分析対象の法人を限定せざるをえないと考えた。それについて以下で3点述べる。

第一に、法企では従来、中小法人は毎年度、無作為抽出される繰り返しクロスセクションデータであった⁸⁾。ただし2010年度より対象法人を毎年、全数入れ替えず、半数ずつ入れ替える「ローテーション・サンプリング」が開始された。この場合、2年目になると様々な事情でデータから脱落する法人がでて、サンプリング・バイアスが生じる可能性がある⁹⁾。この問題への対処として、宇南山〔2015〕は1年目のデータのみを分析対象にすることを述べており、本稿では計量分析の際、2010年度以降は1年目のデータのみを使用することとした。

第二に、法企では資本金の大きさによってデータの数値単位が異なり、資本金1,000万円未満の法人では千円単位だが、資本金1,000万円以上の法人は百万円単位となる。例えばオーナーの給与が450万円の場合、その法人の資本金が1,000万円未満なら4,500と記載されるが、資本金1,000万円以上なら四捨五入されて5と非常におおまかになってしまう。このように単位が異なるデータを一緒に分析することは難しいため¹⁰⁾、本稿では零細で節税が起きやすく、細かい単位までデータがとれる資本金1,000万円未満の法人を分析対象とする。

第三に、社員（役員＋従業員）が5人以上の法人に分析対象を限定した。その理由を述べると、日本では法人は本来、社会保険加入が必須だが、社員が少ない零細な法人の多くは実際には未加入であり、厚生労働省〔2017〕によるとその大半は社員5人未満である。しかし、ある程度の数の社員を抱える法人は社会保険に加入せざるを得ず、そのオーナーは自身の給与に課される社会保険料負担も考慮して節税行動を行うと考えられる。法企から各法人が社会保険に加入しているかどうかは直接わからないため、本稿では分析対象を社員が5人以上いる法人に限定し、法人として社会保険に加入していると仮定した。そして、オーナーは自身の給与に社会保険料がかかることを前提として節税行動を行うと仮定した¹¹⁾。

以上のような対象法人の限定に加えて、後述する分析手法の都合でも限定を行う結果、各年度の法人のサンプル数は平均で1,000社強となる。ただし、抽出率が22年間の途中で変更されたり、2010年度以降、先述したローテーション・サンプリングの影響で2年目のデータを外すなどの結果、最大の1998年度は1,767社、最小の2012年度は386社と年度によって法人数の偏りがある。

最後に法企のデータ項目について少し述べると、この統計は各法人の貸借対照表や損益計算書の項目、役員数や社員数などの情報を持つ。ただし税務の項目を持たない。「はじめに」で述べたように分析では、繰越欠損金がある法人は法人利益が正でも法人税率は実質的にゼロになる点に注目するが、法企からは税務の項目である繰越欠損金の情報を直接得ることができない。この問題への対処は後で述べる。

Ⅲ. 税制がオーナーの節税行動に及ぼす影響

次に税制が零細法人のオーナーによるインカム・シフティング（所得分割行動）に及ぼす影響について、理論的に説明する。本稿では図表などを用いて、できるだけ直観的な説明を行う。

1. モデルの説明

オーナーは法人の1年間の事業活動を通じて、当期の「企業所得」を稼ぐ。オーナーが個人自営業者の場合、企業所得はそのまま個人の「事業所得」となり、所得税申告される¹²⁾。しかし法人の場合は、オーナーが企業所得を法人の「税引き前当期純利益」とオーナー自身の「役員給与」に分割する。すなわち、企業所得は売上からオーナー給与以外の必要経費を引いたものである。ここでは Sivadasan and Slemrod [2008] や Harju and Matikka [2016] にならって企業所得を外生とし、その金額を「*kinc*」と記す¹³⁾。

説明の簡単化のためにここでは役員はオーナー1人とする、企業所得 *kinc* は次のように書ける。

$$\text{当期の企業所得 (kinc)} = \text{税引き前当期純利益} + \text{オーナーの役員給与} \quad (1)$$

税引き前当期純利益に対し「法人税」、役員給与に対し「所得税」が課税される¹⁴⁾。なお用語の簡単化のため、「法人税」には法人住民税や法人事業税、「所得税」には個人住民税や会社負担・本人負担の社会保険料をすべて含めて考える¹⁵⁾。また、以下では「税引き前当期純利益」を「当期の法人利益」、または単に「法人利益」とよぶ。

オーナーは法人税と所得税の両方を考慮したうえで、税負担を最小化するように(1)を分割する。その際にキーとなるのが法人税率(t)と所得税率(s)の差である。以下では t と s の関係がオーナーの所得分割行動に及ぼす影響について、理論的に説明する。説明を簡単にするため、ここでは所得税は比例税

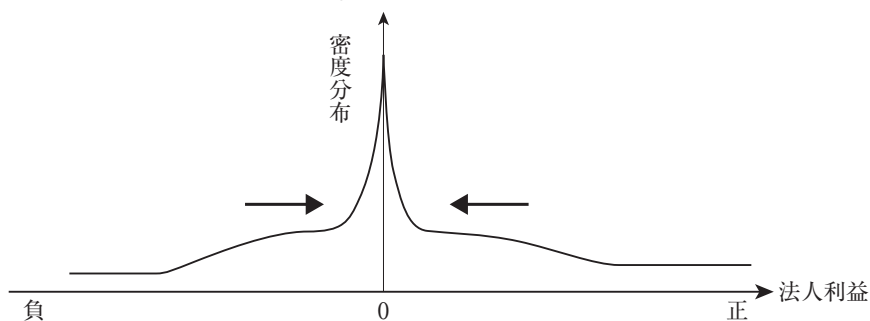
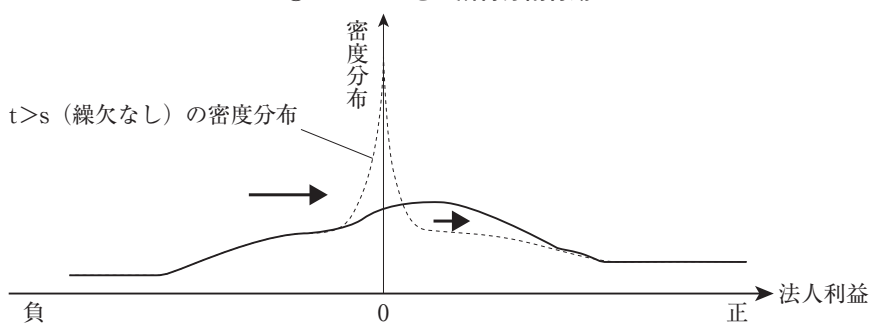
とする。結論を先に述べると、次の2で示すようにオーナーの税負担最小化行動の下で、 $t > s$ のとき法人利益の密度分布において、図表1①のように法人利益ゼロ近辺でバンチングが起きる。一方、3で述べるように、 $t < s$ のときは図表1②のようにバンチングは消える。また4で述べるように、比較的多額の繰越欠損金を有する場合、今期の法人税率は実質的にゼロ、すなわち常に $t = 0 < s$ であり、図表1②になる。

2. $t > s$ のケースの税負担最小化行動

まず $t > s$ のケースを考える。(1)に示したように当期の企業所得 $= kinc$ (外生)のもとで、オーナーが法人利益を正にすると、役員給与は $kinc$ より少ない値になる。しかし正の法人利益に対して高い法人税率 t が課されるため、節税の点からは法人利益を減らしてゼロにし、企業所得 $kinc$ の全額を役員給与で受け取って税率 s の所得税を払ったほうがよい。すなわちオーナーは、法人利益を正にせずゼロにするインセンティブをもつ。

一方、オーナーが企業所得 $kinc$ 以上に役員給与を受け取り、法人利益を大きくマイナスにすると、法人税はゼロの一方で¹⁶⁾、役員給与が多い分、余分な所得税を払わねばならない。節税の点からは、役員給与を $kinc$ まで減らし法人利益をゼロまで増やせば、法人税の負担はゼロのまま所得税負担を軽減できる。

すなわち $t > s$ のケースでは、税負担最小化の点からは法人利益をゼロとすべきである。このときの法人利益の密度分布を図表1①に記すと、法人利益ゼロ近辺で法人が集中し、バンチング (Saez [2010]) が発生する。なお、申告調整がある場合、それを考慮して法人利益 (税引き前当期純利益) を正にしたり負にしたりすることがありうるが、零細法人ではこの後触れる繰越控除以外、一般的には大きな申告調整は起きにくいと思われ、以下ではこの点は考慮しない¹⁷⁾。また、法人利益がゼロだと法人の事業資金を確保できない問題があるが、オーナーが受け取った給与の一部を再度法人に貸し付ければ、資金確保が可能となる (水野他 [2000])¹⁸⁾。

図表1 ① $t > s$ のときの所得分割行動② $t < s$ のときの所得分割行動

〔出所〕 筆者作成。

1990年代から2000年代前半にかけて日本では法人税率が高い一方、給与には給与所得控除が適用されて課税ベースが圧縮されるため所得税率が低くなっていた。そこで後述のように、多くのオーナーが $t > s$ に直面し、上記のような節税を引き起こした可能性がある。これが、「はじめに」で述べた「欠損法人問題」のメカニズムと考えられる。

3. $t < s$ のケースの税負担最小化行動

次に $t < s$ のケースである。まず、オーナーが給与を当期の企業所得 $kinc$ より多く受け取って法人利益をマイナスにする場合、先の $t > s$ と同じになる。

すなわち、法人税負担ゼロの一方で役員給与に所得税が課税されるが、役員給与を $kinc$ まで減らし法人利益をゼロまで増やせば、法人税負担はゼロのまま所得税負担を軽減できる。

しかし $t < s$ の場合は、オーナーは法人利益をゼロからさらに増やすべきである。すなわち、法人利益を正にして、役員給与を $kinc$ より少なくすれば、税率 s の所得税負担を減らし税率 t の法人税を払って節税できる。最も極端なケースでは、企業所得 $kinc$ の全額を法人利益とし、役員給与をゼロにできる。ただしこの場合、給与ゼロのオーナーは生活資金を法人から貸りることになるが、実際には金融機関から融資を受けている場合などでこうした資金操作は難しいといわれる¹⁹⁾。したがって給与ゼロは極端と思われるが、少なくとも法人の事業資金は、法人利益として法人に留保したほうが税制上有利である。すなわち、黒字の法人が増えると考えられる。

このときに予想される法人利益の分布を図表1②で描いた。すなわち、図表1①で描いた法人利益ゼロ近辺のバンチングは消え、法人利益が正になる法人が増えると予想される。後述のように日本では2009年の法人税率引下げ以降、多くのオーナーにとって $t < s$ が明確となり、こうした分布変化が誘発された可能性がある。

4. 比較的多額の繰越欠損金がある法人の t と s の関係

これまでの説明は、創業から日が浅かったり過去の業績不振などで比較的多額の繰越欠損金が残る法人に対しては当てはまらないと考えられ、この点が本稿では重要となる。なお、以下では繰越欠損金がある法人を「繰欠あり法人」、それ以外の法人を「繰欠なし法人」とよぶ。

ポイントは、繰欠あり法人は今期、正の法人利益があっても繰越控除ができるため実質的な法人税率はゼロ、すなわち $t = 0 < s$ となる点である。そのため、こうした法人は節税の観点からは2009年の法人税率引下げ前から一貫して、（単に業績が悪く赤字である法人を除くと）給与を過少にして決算を黒字にするインセンティブを持ったと考えられる（堀 [2017]）。この結果、当期の

法人利益の密度分布は常に図表1②のようになり、法人利益ゼロ近辺のバンチングも生じないと考えられる。

このように繰欠なし法人と繰欠あり法人は、所得分割に関して異なるインセンティブに直面していたと考えられる。以下ではこの点に注目して分析を進めていく。

IV. 日本における22年間の税制変化 (t と s の変化)

前節では、所得税率 (s) と法人税率 (t) の大小関係がオーナーのインカム・シフティング (所得分割行動) に及ぼす影響について、理論的に説明した。そこで以下では、法企の各法人ごとにオーナーが直面した所得税率と法人税率を計算し、それを集計して日本全体で s と t の大小関係がどのように変化してきたかを概観する。1 で所得税率、2 で法人税率の計算方法を述べた後、3 で結果を示す。

1. 所得税率の計算方法

まず、法企の各法人のオーナーが直面した所得税率の計算方法を述べる。Ⅲの説明では簡単化のため所得税を比例税とした。しかし実際の所得税制度は累進税率構造であり、また個人住民税に加えて、負担に上限がある雇用主負担分・本人負担分の社会保険料率も含めるため、税率構造は複雑になる。そこで以下の方法で、データの各法人のオーナーが直面する所得税の限界税率を計算する。

考え方は、企業所得 (*kinc*) をすべて役員が給与で受け取ってしまい法人利益をゼロとしたときにオーナーが直面する所得税率を計算する。具体的にはまずデータの各法人について、企業所得を (2) で計算したあと、法人利益ゼロの時のオーナーの役員給与を (3) で計算する。

$$\text{企業所得} = \text{税引き前当期純利益 (法人利益)} + \text{役員給与総額} \quad (2)$$

$$\text{法人利益ゼロの時のオーナーの役員給与} = \text{企業所得} / \text{役員数} \quad (3)$$

先の(1)では役員はオーナー1人としたが、実際は役員が複数の法人も多く、また法企は個別の役員が受け取った役員給与額のデータを持たず、各法人の「役員給与総額」と「役員数」のデータしかない。そこで企業所得を、(2)のように法人利益に役員給与総額をたしたものとし、それを役員全員で均等に給与として配ったときの給与額をオーナーの役員給与とした((3)式)。本来は役員ごとに給与が異なるケースも多いはずだが、そうした情報はなく、一方で、資本金1,000万円未満の法人は家族経営のケースも多いため、税負担最小化の観点から役員間で給与を均等に分けると仮定した。

(3)に対し各年の税・保険料制度をあてはめて、オーナーが直面する所得税の限界税率を計算した。その際、所得控除は、給与所得控除に加え基礎控除と社会保険料控除を適用した。また社会保険料率は、先述のように社会保険加入を前提として、給与額に各年の料率や負担上限をあてはめて計算した(医療保険は全国管掌健康保険を想定した。また社会保険料控除にもこの値を用いた)²⁰⁾。節税の点からは、この所得税率(s)がこのあと説明する法人税率(t)より低ければオーナーは当期の法人利益をゼロにし、所得税率が法人税率より高ければそれを正にする。

2. 法人税率の計算方法

次に法人税率は、当期の法人利益の最初の1円に対する限界税率を用いた。すなわち中小法人向けの軽減税率を採用し、また法人住民税や法人事業税も考慮した法人実効税率を計算した。法人事業税率は所得ブラケットが一番下(400万円以下)の税率を用いた。

ただし、この法人実効税率は、これまで述べてきたように、比較的多額の繰越欠損金が残る法人には適用されない。すなわち、当期に正の法人利益があっても繰越欠損金を控除できるため、実質的に法人税率はゼロとなる。こうした繰越欠あり法人と繰越欠なし法人における税のインセンティブの違いを、以下では

反映したい。

ただし、法企は税務上の繰越欠損金の情報を持たないため、データから直接、繰欠あり法人と繰欠なし法人を区分できない。そこで法企の貸借対照表の情報より、代わりに会計上の「繰越利益剰余金」を利用した。

具体的にはまず、繰越利益剰余金がマイナスで、その絶対値が法人の資産の1割を超える法人を「繰欠あり法人」とした。すなわち、会計上の繰越利益剰余金のマイナスが大きい法人は繰越欠損金を抱えていると考え、当期の法人利益の最初の1円に対する法人税率をゼロと考えた。

一方、期初の繰越利益剰余金がゼロ以上の法人を「繰欠なし法人」とした。すなわち、繰越利益剰余金が正の法人は赤字続きの法人ではないといえ²¹⁾、繰越欠損金はあったとしても多額ではないと考えて、正の法人税率に直面すると考えた。上記の定義で「繰欠なし法人」でも「繰欠あり法人」でもない法人（繰越利益剰余金がマイナスで、その絶対値が資産の1割以下の法人）は、法人税率の扱いが難しいため分析から除いた。

もちろん会計上の繰越利益剰余金と税務上の繰越欠損金は一致しないため、こうした区別には問題もある。そこでその妥当性を22年間の法企で実際に確認した。当期の法人利益（税引き前当期純利益）がわずかに黒字（50～100万円）の法人でも、上記の定義に基づく「繰欠あり法人」の場合、約8割が（法人住民税の均等割を除く）法人税の負担ゼロであった。一方、上記の定義に基づく「繰欠なし法人」では、当期の法人利益が同じ水準でも、逆に6割以上が法人税を払っていた。このように、繰越利益剰余金は比較的、法人税率の実態を反映しうると考えた。

3. 22年間の税率の推移

データの各法人に対し、上記で計算した税率を用いて（4）の「税率差」を計算する。

$$\text{税率差} = \text{所得税率 (s)} - \text{法人税率 (t)} \quad (4)$$

そして繰欠なし法人と繰欠あり法人ごとに、各年度で税率差に関する100%積上げグラフを描いた。その際、財務省が毎年、公表する法企の集計表に示される業種・資本金階級ごとの法人数を、個票の業種・資本金階級ごとのサンプル数で割って、各法人のウェイトを計算し反映した。ここでの分析対象法人は、Ⅱで述べた理由により、資本金1,000万円未満で社員が5人以上の法人である。ただし、このⅣと次のⅤでは、ローテーション・サンプリングが開始された2010年度以降について、2年目のデータも分析に含めた。

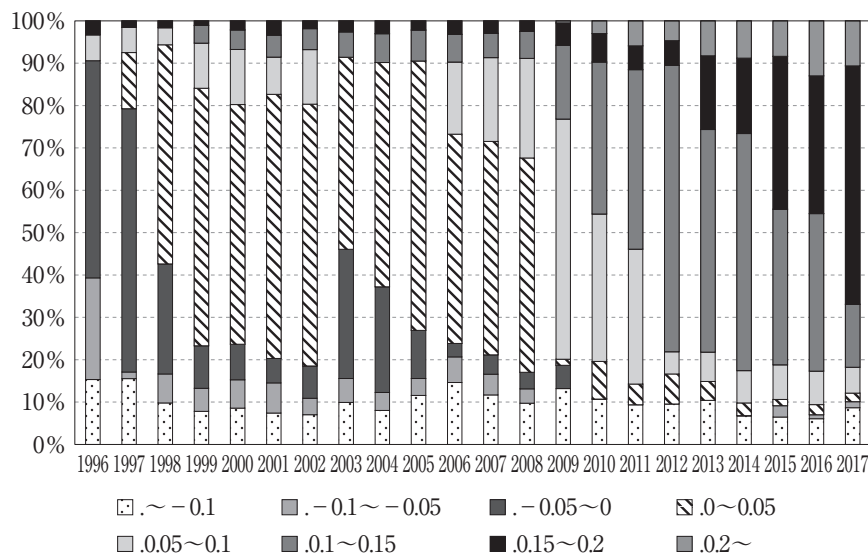
図表2は①で繰欠なし法人、②で繰欠あり法人について、(4)の税率差を5%刻みにして作成した100%積上げグラフの結果である。①の繰欠なし法人からみると、まず注目するのは1996・97年であり、約8割の法人が $t(\text{法人税率}) > s(\text{所得税率})$ であった。当時は中小法人でも法人実効税率が36.6%と高く、一方で給与所得控除の適用により所得税の課税所得が圧縮されることもあり所得税率が低くなっていた。すなわち約8割の法人が、決算をゼロにするインセンティブを持っていた。

その後日本では98・99年に法人税率が下げられて実効税率も約30%になったが、所得税率も下げられた(定率減税など)ため、しばらくの間、約8割の法人ではほぼ同じ水準(5%以内)で推移した。多くの法人にとって所得税率のほうがわずかに高いものの、ほとんど同じ水準であり、また法人税の実効税率が高かったこともあって、多くの法人が決算をゼロにするインセンティブは、あまり変化しなかったと考えられる。

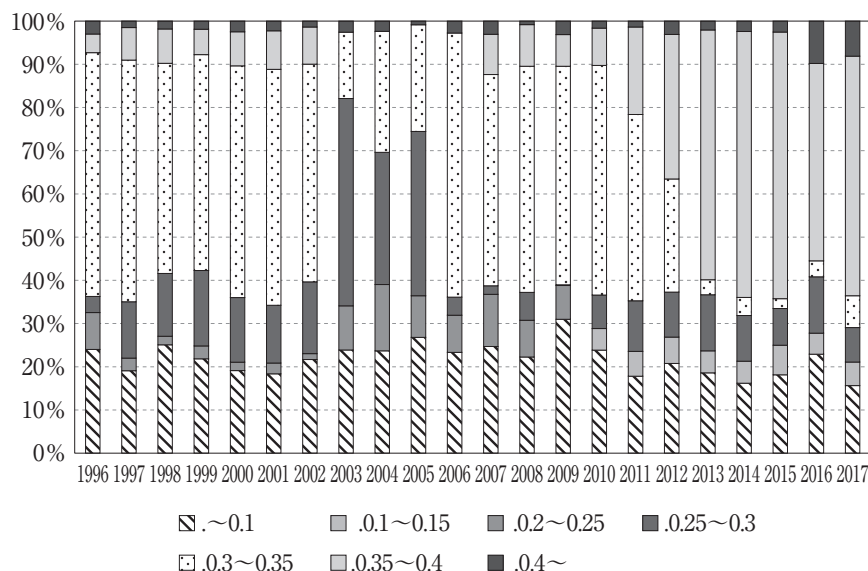
図表をみると、2006年ごろから毎年の社会保険料率引上げなどの影響で所得税率が上がり、 $t < s$ の傾向が強まった。そして、2009年の法人税の軽減税率引下げが比較的重要であった。地方税なども含む法人実効税率が約4.5%下げられて約25%となり、大半(約80%)の法人オーナーで税率差は5%以上となった。毎年少しずつ引き上げられる社会保険料率と違い、11年ぶりに行われた法人税率の引下げは報道などを通じて広く伝えられ、オーナーの行動を変える契機となった可能性がある。

その後も社会保険料率が毎年引き上げられる一方、法人税率は2012年、2015

図表2 ① 繰欠なし法人の税率差分布の推移



② 繰欠あり法人の税率差分布の推移



〔出所〕「法人企業統計年報」個票データより筆者計算。

年（復興増税の廃止）と二度にわたって引き下げられ、実効税率は約22%となった。その結果、直近では約8割の法人で税率差は10%以上となった。

一方、図表2②は繰欠あり法人である。ここでは法人税率をゼロで計算したため、全期間で大半の法人は税率差が大きくプラス（すなわち、 $t=0<s$ ）である。また2009年以降の法人税率引下げの影響ももちろんない。このように、繰欠なし法人と繰欠あり法人が直面した税制のインセンティブは、大きく異なっていた可能性がある。

V. 実質法人利益の密度分布変化

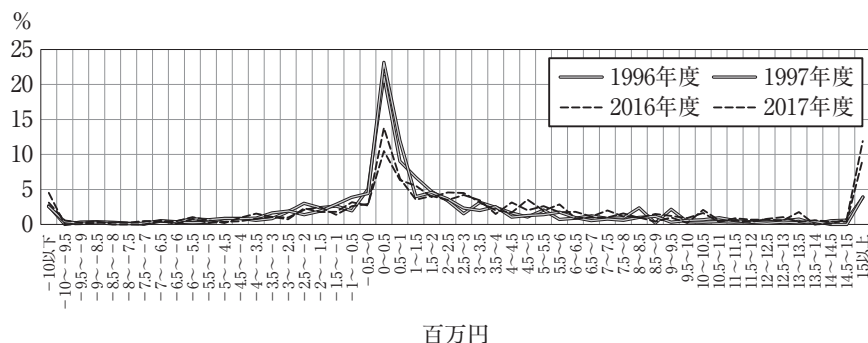
1. 1996・97年度と2016・17年度の実質法人利益の密度分布変化

次に法人利益の密度分布がどのように変化したかを、繰欠なし法人と繰欠あり法人で分けて描く。Ⅲの理論分析によると、繰欠なし法人の場合、 $t>s$ なら法人利益ゼロ近辺でバンチングが起き、 $t<s$ になるとそれは緩和されて黒字法人が増える。一方、繰欠あり法人ではバンチングは一貫して起きない。前節で示した22年間の税率差の変化に合わせて、こうした分布の形状変化が実際に観察されるかに注目する。

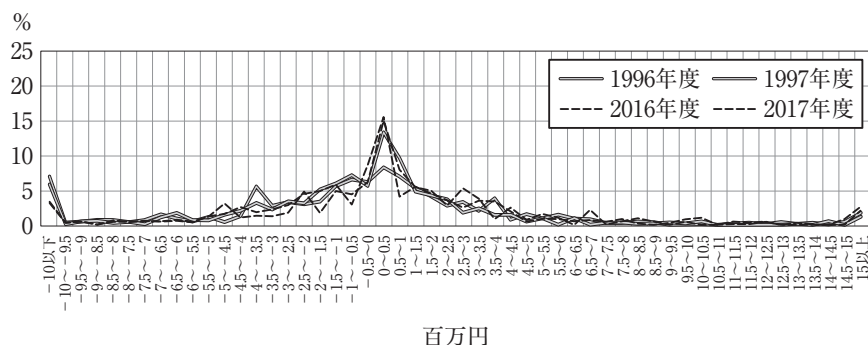
まず $t>s$ が顕著であった1996年度と97年度、逆に $t<s$ が顕著であった2016年度と17年度の4年間に絞って、実質法人利益の密度分布を示す。図表3①が繰欠なし法人、②が繰欠あり法人である。密度分布の階級幅は50万円とした。ここでも前節同様に、業種・資本金をもとに計算したウェイトを反映して分布を描いた。

最初に図表3①の繰欠なし法人について述べると、1996・97年度と2016・17年度で分布に明確な違いがあるように見える。 $t>s$ であった96・97年度は、両年度とも法人利益0～50万円の部分（以下では「50万未満」とよぶ）に20%以上の法人が集中し、バンチングに近い状況が起きている（Saez [2010] などではピンポイントの所得額に申告が集中する状況を「バンチング」とよぶ

図表3 ①1996・97・2016・17年度における繰欠なし法人の法人利益の密度分布



②1996・97・2016・17年度における繰欠あり法人の法人利益の密度分布



〔出所〕「法人企業統計年報」個票データより筆者計算。

が、図表3①の場合、所得に少し幅があるので「バンチングに近い」と表現した²²⁾。表現を簡単化するため、以下では単に「バンチング」とよぶ)。一方、 $t < s$ となった16・17年度でも分布の集中は起きているが、程度は緩やかであり、50万未満の比率は2つの年度とも15%を明確に下回った。

一方、図表3②の繰欠あり法人では、1996・97年度と2016・17年度で分布の違いがあまりないように見える。いずれの年も50万未満で若干、分布の集中が起きてはいるが、集中の程度は15%以下にとどまった。

22年間全体の分析に進む前に上記の結果を簡単に論じると、繰欠なし法人で

法人税率が高かった1996・97年度に顕著だったバンチングが2016・17年度で緩和されたことや、繰欠あり法人で分布が変化しなかったことは、Ⅲの理論分析と一致する。ただ一致しない点もあり、それを2点述べる。第一に、先の議論では分布の集中は法人利益ゼロ近辺で起きるとしたが、実際にはそれは法人利益が少し正（50万未満）の部分で起きたことである。第二に、先の議論で $t < s$ では消えるとされた分布集中が、依然残っていることである。

これらの理由の解明は今後に委ねたいが、例えば金融機関から借入をする法人は、金融機関への体裁から、なりでいくと法人の決算が赤字になる場合でも、ぎりぎり黒字にするように決算調整する傾向があるという（木村・山本[2013]）。また、申告調整で損金算入される項目がある法人は、法人利益がわずかに正でも法人税率はゼロになるため、決算をわずかに正にするインセンティブをもつ²³⁾。法人利益が正の部分で分布が集中した理由として、これらが考えられる。

2. 22年間の実質法人利益の密度分布変化

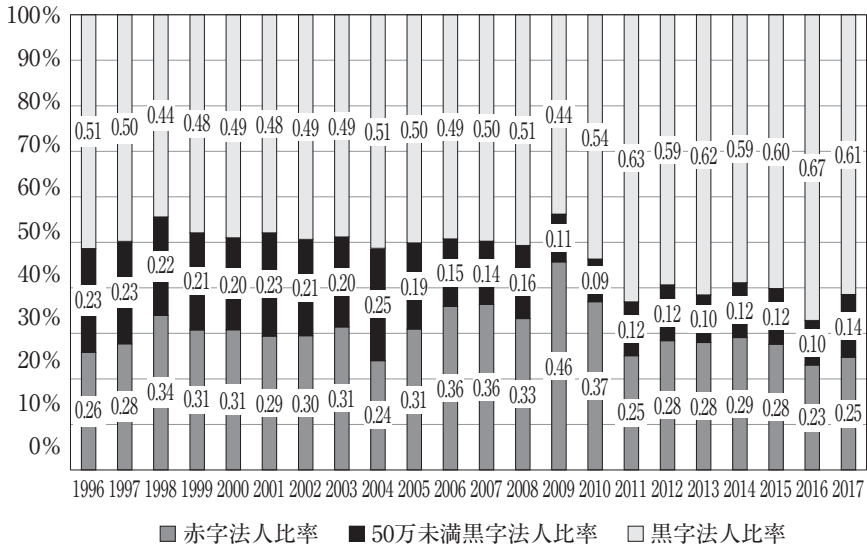
以上は4年間の結果であるが、次の図表4は①と②の2つの図表で22年間全体について、年度ごとにデータの法人を繰欠なし法人と繰欠あり法人に分けたうえで、実質法人利益の分布状況を示した。分析対象の全法人を実質法人利益（税引き前当期純利益）で「赤字（0未満）」、「50万未満の黒字（0以上50万未満）」、「50万以上の黒字」の3つに分け、先に述べたウェイトも考慮したうえで、その比率を100%積上げグラフで示した。

図表によると繰欠なし法人・繰欠あり法人ともに、先述した4年間の傾向が22年間全体にもあてはまっており、また、その変化が、前節で述べた税率差の変化とかなり整合的である。これらの点を順番に説明する。

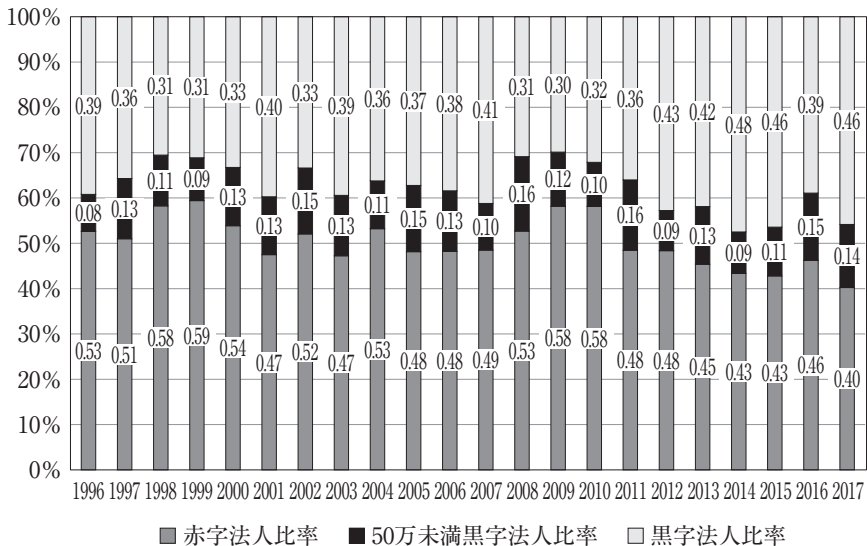
まず①の繰欠なし法人では、1996年度以降、2005年度までのすべての年で「50万未満の黒字」の部分に分布が集中している。その比率は、2004年度まで常に20%以上、2005年度も19%であった。

この分布集中は2006～08年度ごろに少し緩和され、15%程度にまで減少し

図表4 ①繰欠なし法人の22年間における法人利益の密度分布（100%積上げグラフ）



②繰欠あり法人の22年間における法人利益の密度分布（100%積上げグラフ）



〔出所〕「法人企業統計年報」個票データより筆者計算。

た。前節の税率差の分析で示したように、2006年度頃から保険料率引上げなどの影響で $t < s$ の傾向が強まっている。

そして、図表によると2009年度に「50万未満」の分布集中は大きく緩和された。2009年度以降はすべての年で、「50万未満」部分への分布集中が10%強にとどまっている。一方で「50万以上の黒字」の法人は、2009年度のみリーマンショックの影響で減少したが、その後は急激に増加した。2000年代前半では「50万以上の黒字」比率は常に約50%だったが、2011年度ごろ以降、常に60%程度で推移する。ただし、「赤字」の法人の比率は、リーマンショックの影響が強かった2009年度を除くと、2015年度ごろまで一貫して28~29%であり、約30%だった2000年代前半とあまり変わっていない。すなわち、「50万以上の黒字」法人が大きく増えた理由として、それまで「50万未満」の部分にたまっていた法人が黒字に転換した可能性が考えられる。2009年の法人税率引下げ以降、 $t < s$ が明確となり、これが節税を誘発して図表のような分布変化を引き起こした可能性がある。

一方、図表4②の繰欠あり法人では、22年間を通じて図表4①ほど目立った変化がおきていない。「50万未満の黒字」での分布集中も一貫して10%強程度にとどまり、また法人税率の引下げがあった2009年前後で変化も生じていない。この点もⅢの理論予測と整合的である。1点だけ、2013年度ごろから「50万以上の黒字」の法人が増加傾向にあるが、近年の社会保険料の引上げによる所得税率(s)の上昇を反映した可能性もある。いずれにしろ、繰欠あり法人は法人税率引下げの影響を受けにくく、22年間一貫して $t = 0 < s$ であることが、この結果を招いた可能性がある。

Ⅵ. 計量分析

1. 分析の方法

Vでは繰欠なし法人に関して、「50万未満」の部分で起きていたバンチング

が2009年の法人税率引下げ以降に緩和され、一方で「50万以上黒字」の法人が増えたことを示した。もっとも2009年ごろはリーマンショックが起きた時期であり、単純にそれ以降、繰欠あり法人に比べて繰欠なし法人の業績が上向いたことを反映した可能性がある。また、企業所得や業種構成の変化などが影響を及ぼした可能性もある。本稿では2009年の法人税率引下げに絞り、その前後のデータを用いてこれらをコントロールしつつ簡単な計量分析を行う。

分析対象の年は2006・07・10・11年度の4年間とした。2008・09年度は税制改正の直前直後であり、またリーマンショックの直接的な影響も大きいため分析から外した。ただし、2007と10年度の2年間で分析するケースも示した。

これまで同様、対象の法人は資本金1,000万未満、社員数5人以上の法人であり、また「繰欠なし法人」と「繰欠あり法人」のいずれにも含まれない法人は、法人税率の扱いが難しいため対象外とした。さらにここでは、ローテーション・サンプリングが始まった2010年度以降では2年目の法人を外し、1年目の法人のみを使用した。この結果、分析対象の法人数は、4年間の場合3,580社、2年間の場合1,767社になる²⁴⁾。これまでと同様のウェイトを適用した。

「50万未満」でのバンチングの変化を分析するため、以下の線形確率モデル、並びにプロビットモデルを用いる。ただし内生性をもつ説明変数があり、操作変数法を用いる²⁵⁾。

$$d_{corpi \geq p} = \beta_1 \ln kinc + \beta_2 \ln yakuin + \sum \beta_3^y d_{year} + \beta_4 d_{kuriketsunashi} + \beta_5 (d_{after09} \times d_{kuriketsunashi}) + \sum \beta_6^r d_{region} + \sum \beta_7^i d_{industry} + a + \varepsilon \quad (5)$$

まず被説明変数 ($d_{corpi \geq p}$) は、実質法人利益が p 万円以上ならば1、 p 万円未満ならば0をとるダミー変数である。 p の水準として、100（第一モデル）と50（第二モデル）、0（第三モデル）の3通り設定する。分布の集中は「50万未満」で起きており、 $p=100$ と $p=50$ はその上限、 $p=0$ はその下限にあたる。モデルの考え方はこの後説明するが、3つのモデル、とくに $p=100$ or 50と $p=0$ の間で説明変数の係数推定値がどう違って来るかが重要となる。

次に説明変数はまず、実質企業所得の対数値 ($\ln kinc$) と役員数の対数値

(*lnyakuin*)を入れた。*lnkinc*は、法人が得た企業所得((2)式)を実質値に直して対数をとったものである。企業所得が大きいほど、法人利益が100万や50万、0を超える確率は高まるため、係数 β_1 は常に正となる。

先のⅢでは企業所得 *kinc* を外生変数として説明したが、実際には内生変数の可能性がある。まず外生的な要素として、企業所得はオーナーの経営能力や企業の収益性などと強く相関し、それらが高いほど(被説明変数である)法人利益も正となる(Tsuruta [2015])。しかし一方で決算調整により、(被説明変数である)法人利益がゼロ(または黒字)になるようにオーナーが企業所得を調整するという逆因果関係が存在し、これが内生変数の要素となる。そこで、決算調整の影響は受けないがオーナーの経営能力や収益力などとは相関するような操作変数が必要である。これについては後述する。

次に役員数の対数値(*lnyakuinsu*)であるが、実質企業所得(*kinc*)を一定とすると、役員数が多いほど役員給与総額が大きくなり、法人利益がマイナスになる確率が高まる。そのため、係数 β_2 は負と想定される。役員数がかなり多い(最大で24)法人もごく一部に含まれるため、対数をとった²⁶⁾。

次に3種類のダミー変数を入れた。 d_{year} が年度ダミー、 $d_{kuriketsunashi}$ は繰欠なし法人ダミー、 $d_{after09} \times d_{kuriketsunashi}$ は税制改正後(すなわち2009年度以降)ダミーと繰欠なし法人ダミーの交差項である。年度ダミーは年ごとの景気状況などを反映する。また繰欠なしダミーは、繰越欠損金の有無で法人の業績が異なる点を反映する。

そのうえで、本稿で注目するのは交差項 $d_{after09} \times d_{kuriketsunashi}$ の係数 β_5 である。まず被説明変数を $d_{corpi \geq 50}$ ($p=50$, すなわち法人利益50万円以上ダミー)とする第二モデルから述べると、2009年の法人税率引下げが繰欠なし法人に「50万以上黒字」化を促したなら、係数 β_5 は有意に正となる。また $d_{corpi \geq 100}$ ($p=100$, すなわち法人利益100万円以上ダミー)とする第一モデルでも、ほぼ同様の結果が期待される。

ただ、これだけだと税とは無関係に、例えばリーマンショック後に繰欠なし法人の業績が繰欠あり法人よりも全般的に改善したことを反映する可能性があ

る。この点を確認するために、被説明変数を $d_{corp \geq 0}$ ($p=0$, 法人利益 0 以上ダミー) とする第三モデルを用いる。ポイントは、第三モデルの被説明変数のダミー水準がバンチングの下限であり、また p の水準が第二モデルとわずか 50 万しか離れていない点である。すると、それまで「50万未満黒字」の部分に溜まっていた法人が税制改正を受けて「50万以上」に転じた場合は、第一・第二モデルの β_5 は有意に正になるが、第三モデルでは正にならないことが想定される。一方で、税とは無関係に単に繰欠なし法人の業績が全体で改善したならば、(2つのモデルで p は 50 万しか離れていないため) 第一～第三モデルのすべてで β_5 は有意に正になると考えられる。このように本稿では、3つのモデルの β_5 に注目する点に特徴がある。

最後の説明変数として、地域ダミー d_{region} と業種ダミー $d_{industry}$ を入れた。もともと法企では地域は 53、業種は 30 以上 (年度によって変わる) に分類されるが、これをすべてダミー変数にするとプロビットモデルで収束が得られないケースが非常に増える。そこで地域ダミーは 8、業種ダミーは 7 に集約した。

分析に進む前に、実質企業所得の対数値 ($\ln kinc$) の操作変数を説明する。先に触れたように操作変数としては、外生的な要素であるオーナーの能力や企業の収益性などと相関するが、内生変数である決算調整の影響を受けない変数が必要である。家族経営法人では、オーナーの経営能力や収益力が高いと企業活動が拡大して資産も大きくなると考え、期初の法人資産額 (実質値) の対数値 ($\ln asset$) を操作変数に用いた。これは期初の値なので、期末の決算調整時ではすでに値が決まっており、その影響を受けないと考えた。これについて弱操作変数の検定を行うと、Kleibergen-Paap rk Wald F 統計量は 124.09 であり、弱操作変数の仮説は有意に棄却された²⁷⁾。

2. 分析結果

分析結果を図表 5 ①に示した。図表の左 6 列 (i と ii) は線形確率モデル (2SLS) で、このうち i は分析対象年度が 4 年間 (2006, 7, 10, 11), ii が 2 年間 (2007, 10) のケースである。一方、図表の右 6 列 (iii と iv) は、操作

図表5 ①回帰分析結果その1

	i-1	i-2	i-3	ii-1	ii-2	ii-3	iii-1	iii-2	iii-3	iv-1	iv-2	iv-3
分析手法	線形確率モデル (2SLS)						IVPROBIT (最尤法), 限界効果					
被説明変数	法人利益 >100万	法人利益 >50万	法人利益 >0	法人利益 >100万	法人利益 >50万	法人利益 >0	法人利益 >100万	法人利益 >50万	法人利益 >0	法人利益 >100万	法人利益 >50万	法人利益 >0
実質企業 所得対数値	0.262*** 0.026	0.240*** 0.025	0.215*** 0.024	0.253*** 0.035	0.201*** 0.033	0.184*** 0.031	0.317*** 0.020	0.289*** 0.021	0.233*** 0.018	0.30*** 0.027	0.245*** 0.0339	0.207*** 0.030
役員数対数値	-0.127*** 0.026	-0.120*** 0.026	-0.141*** 0.025	-0.152*** 0.038	-0.097** 0.039	-0.116*** 0.037	-0.140*** 0.025	-0.128*** 0.026	-0.144*** 0.023	-0.164*** 0.034	-0.101** 0.0417	-0.121*** 0.037
2007年度ダミー	0.005 0.026	0.022 0.026	0.005 0.026				0.002 0.024	0.025 0.025	0.003 0.024			
2010年度ダミー	-0.071* 0.040	-0.056 0.041	-0.043 0.042	-0.099** 0.043	-0.116** 0.047	-0.087*** 0.037	-0.081 0.039	-0.062 0.040	-0.044 0.039	-0.095** 0.043	-0.117** 0.047	-0.077* 0.046
2011年度ダミー	-0.025 0.040	0.006 0.041	0.046 0.046				-0.02 0.039	0.015 0.040	0.049 0.037			
繰越欠損なしダミー	-0.068** 0.029	-0.056* 0.030	-0.028 0.030	-0.102** 0.040	-0.076* 0.042	-0.037 0.041	-0.09*** 0.027	-0.075*** 0.028	-0.034 0.027	-0.11*** 0.037	-0.083* 0.043	-0.038 0.041
2010年度以降ダミー ×繰越なしダミー	0.123*** 0.044	0.085* 0.045	0.026 0.044	0.158** 0.062	0.152** 0.064	0.094 0.063	0.111*** 0.043	0.074* 0.044	0.018 0.041	0.132** 0.061	0.133** 0.066	0.068 0.063
定数項	-0.031 0.068	0.048 0.066	0.214*** 0.066	0.149 0.094	0.228** 0.094	0.348*** 0.094	-	-	-	-	-	-
業種ダミー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域ダミー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
prob>F	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-
prob>chi2	-	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
データ数	3580	3580	3580	1767	1767	1767	3580	3580	3580	1767	1767	1767

注1) 下段はt値を示し, *** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1。

2) 線形確率モデルの標準誤差はrobust standard errorで評価する。

②回帰分析結果その2 (2010年度以降ダミー×繰越なしダミーの係数推定値のみ記す)

	被説明変数のダミー水準										
	法人利益 >150万	法人利益 >125万	法人利益 >100万	法人利益 >75万	法人利益 >50万	法人利益 >25万	法人利益 >0	法人利益 >-25万	法人利益 >-50万	法人利益 >-75万	法人利益 >-100万
線形確率モデル (2SLS)	0.101** 0.043	0.110** 0.043	0.123*** 0.044	0.117*** 0.045	0.085* 0.045	0.076* 0.045	0.046 0.044	0.054 0.044	0.040 0.043	0.033 0.042	0.031 0.041
操作変数プロビット (最尤法), 限界効果	0.093** 0.041	0.101** 0.043	0.111*** 0.043	0.107** 0.044	0.074* 0.044	0.066 0.044	0.037 0.043	0.047 0.043	0.029 0.042	0.023 0.041	0.024 0.040

〔出所〕「法人企業統計年報」個票データより筆者計算。

変数プロビットモデル (iv-probit, 最尤法) で得られた限界効果を示した (iii が4年間, ivが2年間)。i～ivごとに第一モデル ($p=100$ 万), 第二モデル ($p=50$), 第三モデル ($p=0$) の結果を示す²⁸⁾。

すべてのケースで同じパターンの結果が得られており, 結果をまとめて論じる。まず実質企業所得対数値 ($\ln kinc$) の係数符号は常に正, 役員数対数値 ($\ln yakuinsu$) の係数符号は負であり, ともに大きく有意であった。これらは予想通りの結果である。

次に本稿で注目する「2010年度以降ダミー×繰欠なしダミー」($d_{after09} \times d_{kuriketsunashi}$) の係数をみると, 第一モデル ($p=100$ 万) と第二モデル ($p=50$ 万) では常に10%水準もしくは5%水準で正で有意だが, 第三モデル ($p=0$) では有意にならなかった。この結果は, 単に繰欠なし法人の業績が全体的に改善したわけではないことを示す。そして, これまで「50万未満黒字」の部分に溜まっていた繰欠なし法人が, 税制改正を受けて黒字に転じ, その結果「50万以上」の法人が増えたとする仮説と一致する結果である。

次の図表5②ではこの結果をさらに補強するために, 被説明変数のダミー水準をいろいろ変えて分析した結果を示した。具体的には, ダミー水準を-100万円から150万円まで25万ずつ区切って, それぞれ分析を行い, 仮説と整合的な結果が得られるかどうかを確認した。図表には4年間で分析したケースの交差項 $d_{after09} \times d_{kuriketsunashi}$ の係数推定値 (操作変数プロビットは限界効果) を記したが, 仮説とかなり整合的な結果が得られた。まずダミー水準を0以下にした5ケース (-100万から0) では, 係数推定値は常に有意にならなかった。一方でダミー水準を50万以上にした5ケース (50万～150万) では, 全てのケースで有意となった。これは, これまで述べてきた仮説と整合的な結果である。

本稿では2009年度の前後の期間に絞って分析を行ったが, 先に示したように2006年ごろからバンチング自体は少し緩和傾向にあり, 本来はよりバンチングが強かった1996年度以降も含めて分析を行うべきかもしれない。また, 法人税率引下げ後に依然, 「50万未満黒字」で溜まっている法人がどのような法人な

のか、などを明らかにする必要がある。このように課題は残っているものの、上記の分析結果はインカム・シフティングの可能性を示唆する興味深いものといえる。

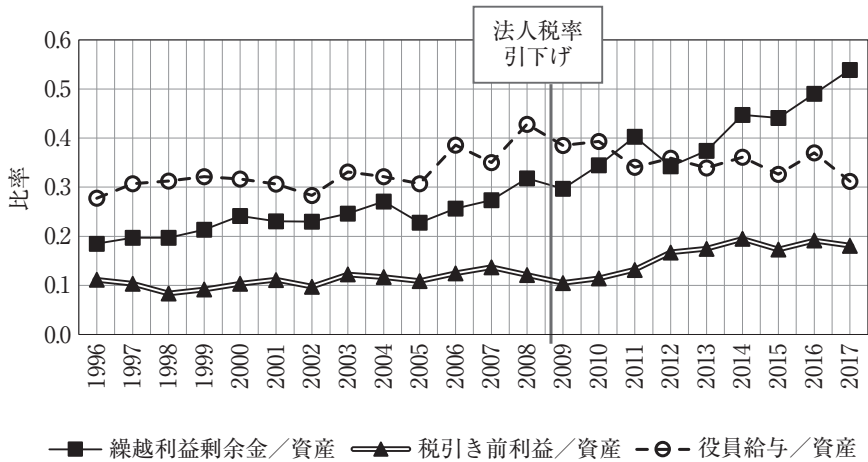
VII. おわりに

近年、高齢化やグローバル化の影響で世界的に、社会保険料率引上げによる労働所得への課税強化と法人税率引下げが進んでいる。それにより、中小企業オーナーが所得を労働から資本に移す節税（インカム・シフティング）が、世界中の多くの研究で報告された。本稿では、日本でも2009年以降の法人税率引下げが、オーナーの行動に影響を与えた可能性を示した。従来は、法人が事業で得た所得をオーナーが給与ですべてとってしまい、法人の利益をゼロにして法人税負担を避ける節税が行われていたが、法人税率の引下げ以降、むしろ法人に所得を留保するオーナーが増えた可能性があることを示した。

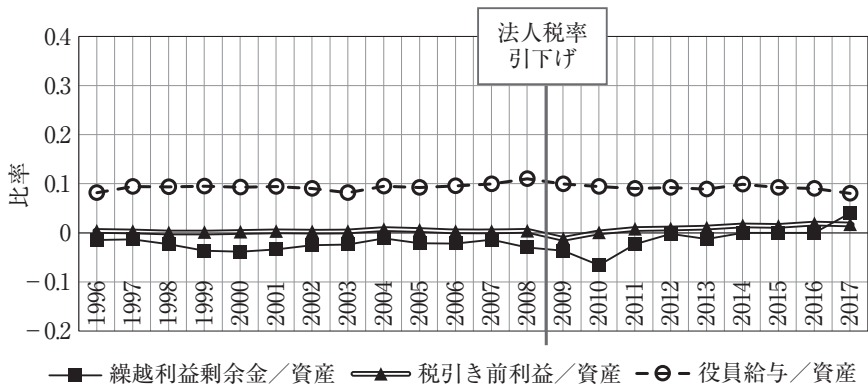
得られる政策インプリケーションの一つは、法人税の中小法人向け軽減税率の扱いである。多くの先行研究は、中小企業への税制優遇措置は投資促進などにつながらない一方で、節税を誘発する傾向が強いことを主張する（例えば Garicano et al [2016], Tsuruta [2018]）。また、法人が税制優遇の適用範囲にとどまろうとする結果、成長を阻害する問題などもあり、多くの論者が優遇措置に否定的な見解を示す。日本では本則税率と並行して軽減税率が引き下げられ、中小法人の法人実効税率は22%程度にまで下げられた。軽減税率が適用されるのは法人の課税所得800万円までとはいえ、給与に対しては社会保険料率（会社負担分含む）だけで30%近くの税率が課される状態であり、こうした軽減税率がオーナーの節税を誘発するとすれば、その在り方を検討する必要がある。

とくに懸念される問題は、富裕層の一部のオーナーが所得税の累進課税や社会保険料負担を避けるために法人に過剰な留保を貯めこむ節税である。アメリカでは、一部の富裕層が社会保険料負担を避けるためにS法人をタックスシェ

図表6 ①各項目の資産に対する比率の上位10%値の推移



②各項目の資産に対する比率のメディアン推移



〔出所〕「法人企業統計年報」個票データより筆者計算。

ルターとして活用する実態が問題となったが（U.S. Treasury [2005]），日本でも富裕層が節税手段として法人を活用する実態が横行すれば，税制への不公平感が高まり大きな問題となる恐れがある。

その実態分析は今後の課題だが，関連データを最後に一つ示しておきたい。図表6①は本稿の分析対象法人（資本金1,000万円未満，社員5人以上の法人）について，「資産に対する役員給与比率」「資産に対する税引き前当期純利益比率」「資産に対する繰越利益剰余金比率」の3項目を計算し，各項目について（これまで同様のウェイトを反映しつつ）年度ごとに上位10%の値を抜き出した。次の図表6②は比較のため，同じ3項目のメディアン（中央値）を示した。

図表によるとメディアンは22年間で3項目ともほとんど変化がない一方で，上位10%の値は近年，変化がみられる。すなわち2009年ごろ以降，継続して「資産に対する役員給与比率」が緩やかに減少する一方，「資産に対する税引き前当期純利益比率」が20%近くに上昇し，この結果，「資産に対する繰越利益剰余金比率」の上昇が加速している。2009年度で約30%だった値は2017年度では50%を超え，20%ポイント以上も上昇した。1996年度から2008年度の上昇幅が10%ポイント強（約20%から30%への増加）であったことを考えると，近年の増加はかなり急激なものである。

こうした上位層の留保の増加が法人税率引下げを受けた節税の結果だとすれば，将来的に大きな問題となる可能性もある。更なる実態分析が必要である。また，イギリスでは法人税の本則税率引下げにあわせて軽減税率が廃止されたが，日本でもそうしたことが検討されるべきかもしれない。

〔注〕

- 1) 証券経済研究会での報告でいただいたコメントは大変有意義であった。また，本稿作成にあたり，科研費（学術研究助成基金助成金，課題番号16K03721）による補助を受けた。これらに対し深く感謝したい。
- 2) かつては配当に対する法人税と所得税の二重課税が問題となったが，近年は二重課税調整がなされ，この問題はなくなってきた。むしろ給与に課される社会保険料が配当には課されないことが，

オーナーの配当受取を促進させていると考えられる。

- 3) 日本では上場株式以外の配当に対し法人と個人で二重課税が課される（配当税額控除は存在するが）ため、税務統計などによると中小法人の配当分配は極めて少ない。この状況は法人税率引下げ以降も基本的に変わっていない。
- 4) 現在の会社法では、役員給与の変更は原則、期が始まってから3か月以内に株主総会を開いて決める必要があり、また毎月同じ金額を受け取る必要もある（定期同額給与）。ただしこの条件を満たせば給与額を自由に変更でき、そのための届け出なども不要である。期が始まってから3か月では期末の決算を完全に見通すことはできないとしても、ある程度の予想に基づいて、節税の観点から給与を余分にとったり少なめにとったりすることは十分可能であると考えた。
- 5) 日本の中小企業が利益調整を行う結果、法人利益ゼロ近辺での申告が集中する実態は、金・安田[2017]によっても報告されている。
- 6) 実際、インターネットのブログなどでは繰越欠損金を有効に活用して節税すべきだ、といった主張が頻繁にみられる。
- 7) 中小企業の分析では「企業活動調査報告」がよく使われるが、この対象も資本金3,000万円以上、従業員数50人以上の法人であり、家族経営の零細法人とは言えない。また、この統計は本稿の分析に必要な役員給与の項目を持たない。
- 8) 法企では大企業は毎年、対象になるため、パネルデータとなる。
- 9) 宇南山[2015]は「アンケート疲れ」などを理由に挙げている。法人の場合はこれに加えて、倒産や廃業などの影響があるかもしれない。
- 10) 資本金1,000万円未満法人のデータを100万円単位で四捨五入すれば、資本金1,000万円以上の法人と一緒に分析できる可能性もある（データに誤差は生じるが）。
- 11) オーナーが社会保険への加入を嫌って社員の雇用を抑えてしまうケースがあるかもしれない。ただこの問題への対処は難しく、本稿ではこうした方法をとった。
- 12) もちろん個人の事業所得と法人の課税所得は異なるため、そのまま申告できるわけではない。しかし通常、それらの値が大きく変わることは考えにくいといえる。
- 13) 後述のように企業所得は実際は内生変数になるので、計量分析では操作変数を用いる。
- 14) ここではオーナーが受け取る賞与はゼロとした（税務統計によると、実際にオーナーは賞与をほとんど受け取っていない）。中小法人オーナーは賞与を受け取ると、以下の理由で税・保険料負担が増えるためである。まず2005年度以前は役員賞与の損金算入が認められず、賞与に対して所得税＋法人税を払う必要があった。一方2006年度以降は、賞与であっても「定期同額給与」や「事前確定届出給与」であれば損金算入を認める方式となった。しかし一方で、2003年以降の社会保険料総報酬制導入により、給与の上限（年収換算で744万円）と別枠で年間300万（150万×2回）までの賞与に社会保険料が課されることになった。オーナー社長で744万円を超える給料を得る場合、賞与をゼロとして全額給与とすればそれ以上社会保険料はかからず、負担を減らすことができる。
- 15) 家族経営法人のオーナーが自身の給与の税率を考える場合、本人負担だけでなく会社負担の社会保険料率まで考慮する点は注意が必要である。
- 16) 2009年度より中小法人は1年間に限り繰り返し還付が認められることになり、当年の法人の決算を赤字にすれば前年に収めた法人税の還付を受けることができる。ただし2009年以降は法人税率が大きく下げられたので、そのメリットは小さくなった。少なくとも、給与を余分にとって法人を赤

字にした場合、所得税（保険料を含む）の負担がむしろ増えてしまうため、税制上はむしろ不利になってしまう。

- 17) 頻繁に起こる申告調整として、かつては交際費が全体の90%までしか損金算入できず、その総額も400万円に制限されていた。ただ税務統計によると、当時の損金不算入額の値は大きくない。なお、現在では交際費は800万円まで全額損金算入を認められる。
- 18) もちろん、銀行等から資金借入ができれば、こうした操作は不要である。
- 19) 法人が金融機関から資金を借りている場合などでは、金融機関としては、融資した資金がオーナーの私的な生活費に使われてしまうことになり、融資を引き揚げられてしまう可能性があるという。
- 20) 2009年以降は都道府県ごとに保険料率が異なるため、それについても反映した。
- 21) 長い間利益を計上し続けたが前期の決算だけ赤字を計上したような法人は、繰越利益剰余金は正だが繰越欠損金を保有することになる。
- 22) 脚注4で述べた理由により、ピンポイントでのバンチングは難しいと考えられる。
- 23) 実際、法人利益が50万未満の法人でも、法人税の負担ゼロの法人はかなり存在する。
- 24) 各年度の法人数は、2006・2007・2010・2011年度の順番に1338, 1383, 386, 477である。2010年度以降はローテーション・サンプリングで2年目のデータを除いたうえに、抽出率の変更もあったので、データの個数が少なくなっている。なお、2年目のデータを入れたケースでも分析を行ったが、結果は大きく変化しなかった。
- 25) 操作変数プロビットについてはWooldridge [2010] などに説明がある。
- 26) なお、役員数の変更（就任や退任）には株主総会での承認のほか登記も必要である。したがって頻繁にできるものではなく、法人の決算調整のために役員数を調整するといった逆因果は基本的に生じないと判断した。
- 27) 被説明変数が質的な変数なので、常に分散不均一が生じる。Kleibergen-Paap rk Wald F 統計量は、分散不均一に対して頑健なことが知られている。
- 28) 線形確率モデルでは誤差項の標準誤差を robust standard error で評価した。

[参考文献]

- 伊田賢司 [2016] 「中小企業をめぐる税制の現状と課題」『立法と調査』No. 381, 113-123頁。
- 宇南山卓 [2015] 「消費関連統計の比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号, 59-79頁。
- 木村史彦・山本達司 [2013] 「倒産企業の資金調達と会計操作」『現代ディスクロージャー研究』第13号, 49-63頁。
- 金鉉玉・安田行宏 [2017] 「日本の中小企業における利益の質に関する実証分析」RI-ETI Discussion Paper Series 17-J-031。
- 厚生労働省年金局事業管理課 [2017] 「社会保険適用促進対策について」第29回社会

保障審議会年金事業管理部会資料（平成29年3月29日）。

財務省 [2014] 「政府税制調査会 第二回法人課税ディスカッショングループ」提出資料。

田近栄治・八塩裕之 [2005] 「税制と事業形態選択 ―日本のケース―」『財政研究』第1巻, 177-194頁。

田近栄治・八塩裕之 [2016] 「日本の所得税改革 ―経済、財政と社会保障の現状を踏まえた提言―」『フィナンシャル・レビュー』第127号, 7-30頁。

堀好一 [2017] 「繰越欠損金制度の改正と企業の利益調整行動 ―繰越欠損金の解消可能性を考慮した検証」『産業経営』（早稲田大学産業経営研究所）第52号, 27-49頁。

水野忠恒・井堀利宏・平川忠雄 [2000] 「座談会 企業の経済環境の変化と税制」『税研』Vol. 15 (6), 30-44頁。

Crawford, C. and J. Freedman [2008] “Small Business Taxation,” In: Mirrlees J. et al. (Ed.) Dimensions of tax Design: The Mirrlees Review, Oxford University Press.

de Mooij, R and G. Nicodème [2008] “Corporate Tax Policy and Incorporation in the EU,” International Tax and Public Finance 1 (54), pp. 478-498.

Edmark and Gordon [2013] “The Choice of Organizational Form by Closely-held Firms in Sweden: Tax versus Non-tax Determinants,” Industrial and Corporate Change 2 (21), pp. 219-243.

Garicano, L., C. Lelarge and J. Reenen [2016] “Firm Size Distortions and the Productivity Distribution: Evidence from France,” American Economic Review 106 (11), pp. 3439-3479.

Harju, J. and T. Matikka [2016] “Business Owners and Income Shifting: Evidence from Finland,” Small Business Economics 46, pp. 115-136.

Maire, D. and B. Schjerning [2013] “Tax Bunching, Income Shifting and Self Employment,” Journal of Public Economics 107, pp. 1-18.

Saez, E. [2010] “Do Taxpayers bunch at Kink Points?” American Economic Journal: Economic Policy 2, pp. 180-212.

Sivadasan, J and J. Slemrod [2008] “Tax Law Changes, Income Shifting and Measured Wage Inequality: Evidence from India,” Journal of Public Economics 92 (10-11), pp. 2199-2224.

Slemrod, J. [1995] “Income Creation or Income Shifting? Behavioral Responses to

- the Tax Reform Act of 1986,” *American Economic Review* 8 (52), pp. 175–180.
- Tsuruta, D. [2015] “Leverage and Firm Performance of Small Businesses: Evidence from Japan,” *Small Business Economics* 44, pp. 385–410.
- Tsuruta, D. [2018] “SME Policies as a Barrier to Growth of SMEs,” *Small Business Economics* (forthcoming).
- U.S. Treasury [2005] “Actions Are Needed to Eliminate Inequities in the Employment Tax Liabilities of Sole Proprietorships and Single-Shareholder S Corporation,” Memorandum for Deputy Commissioner for Services and Enforcement, Reference Number 2005–30–080.
- Wooldridge, J [2010] *Econometric Analysis of Cross Section and Panel Data*, 2nd Edition, The MIT Press.